高齢者虐待防止のための指針　　　　　　　R6.4.1

介護老人保健施設さくらの苑

1. **高齢者虐待防止に関する基本的考え方**

本事業所では、利用者への虐待は人権侵害であり犯罪行為であると認識し、高齢者虐待防止法に基づき、高齢者虐待の防止及び早期発見を徹底するため、本指針を策定し、全ての職員は本指針に従い業務にあたることとする。

**2．虐待の定義**

1. 身体的虐待

　　　暴力的行為などで、身体にあざ、痛みを与える行為や、外部との接触を意図的に、継続的に遮断する行為

1. 介護・世話の放棄、放任（ネグレクト）

　　　意図的であるか、結果であるかを問わず、介護や生活の世話を行っている養護者が、その提供を放棄または放任し、高齢者の生活環境や、高齢者自身の身体・精神状態を悪化させる行為

1. 心理的虐待

　　　脅しや侮辱などの言動や威圧的な態度、無視、嫌がらせなどによって、精神的、情緒的な苦痛を与える行為

1. 性的虐待

　　　本人との間で合意形成がされない、あらゆる形態の性的な行為またはその強要

1. 経済的虐待

　　　本人の合意なしに財産や金銭を使用し、本人の希望する金銭の使用を理由なく制限すること

**3.　高齢者虐待防止委員会について**

　　　虐待防止のために高齢者虐待防止委員会（以下委員会）を設置する。

1. 委員会の設置目的

・虐待等の発生の防止・早期発見

・虐待等が発生した場合は再発を確実に防止するための対策の検討・評価

・高齢者虐待防止に関する職員全体への指導・研修会の実施

1. 委員会の構成員

施設長（虐待防止責任者）・支援相談員・介護職員・看護職員・リハ職員・介護支援専門員等、その他必要に応じて委員を指名する

1. 委員会の開催について

・定期開催（3ヶ月に１回）を原則とする。

・虐待等の相談・発生があった場合は迅速に委員会を開催する。

・委員会での検討内容は議事録を回覧することによって全職員に周知徹底する。

1. 委員会の審議事項について

・虐待に対する基本理念、行動規範等及び職員への周知に関すること

・虐待防止のための指針、マニュアル等の整備に関すること

・職員の人権意識を高めるための研修計画策定に関すること

・虐待予防、早期発見に向けた取り組みに関すること

・虐待が発生した場合の対応に関すること

・虐待の原因分析と再発防止策に関すること

1. 高齢者虐待防止担当者の選任について

高齢者虐待防止の担当者は高齢者虐待防止委員長とする。

**4.　虐待防止のための職員研修について**

　職員に対し、虐待の防止に関する基礎的内容等の適切な知識を普及し、虐待の防止を徹底することを目的に定期的な研修（年2回以上）を実施し、研修の実施内容について記録する。また新規採用時にはその都度研修を行う。

**5．虐待等の発生時の対応について**

　虐待等が疑われたときは速やかに調査を行い、虐待と認められた場合は行政に報告するとともに利用者及び家族への説明を行う。虐待発生事例について委員会で調査内容等協議し、再発防止策の検討を行う。

**6．虐待等が発生した場合の相談・報告体制について**

　①利用者、利用者家族、職員等から虐待の通報を受けた場合は、本指針に従って対応する。相談窓口は、高齢者虐待防止担当者とする。

　②当施設内で虐待等が発生した場合は、高齢者虐待防止担当者に報告し、速やかな解決につなげるよう努める。

　③当施設において虐待が疑われる事案が発生した場合は、速やかに高齢者虐待防止委員会を開催し、事実関係を確認するとともに、必要に応じて関係機関に通報する。

**7．成年後見制度の利用支援について**

成年後見制度の利用の相談があった場合やその必要性があると判断した場合には、利用可能な制度について説明し、その求めに応じて適切な窓口を案内するなどの支援を行う。

**8．虐待等に係る苦情解決方法について**

　①虐待等の苦情相談については、苦情受付担当者は受け付け内容を管理者に報告する。

　②苦情相談窓口で受け付けた内容は、個人情報の取扱いに留意し、相談者に不利益が生じないよう細心の注意を払って対処する。

③対応の結果は相談者にも報告する。

**9．本指針の閲覧について**

本指針は関係機関が閲覧できるようホームページに掲載する。